

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【6. 関西生活文化研究会おでかけ】



2025年2月25日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人
関西生活文化研究会おでかけ
主たる事務所 〒573-1111
の所在地 大阪府枚方市楠葉朝日一丁目21番8号202
代表者氏名 理事長 大津 周子
担当者氏名
連絡先 TEL
FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

ICTを活用した安全運転管理

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等
別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 293,040 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	関西生活文化研究会おでかけ
事 業 名 称	ICT を活用した安全運転管理
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月 31日
1. 事業の目的	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">長期的な視点(複数年単位)で記入</p> <p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) ・ 介助が必要な高齢者、障がい者が外出できず閉じこもることの解消</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) ・ 介護サービス等を行う中で、制度の中では自由な外出は難しいことから、選択肢の一つとして福祉有償運送を行いたいと考えたため。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) ・ 車両を使った外出のために、健常者より特段の配慮を要するが、健常者より可処分所得が少ないため、支出を抑制して閉じこもりがちになる。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) ・ 低額での介助もついた移送サービスの提供</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業実施期間の視点(単年度)で記入</p> <p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ・ 運転協力者の安全運転への意識の醸成</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・ 事故発生等によって福祉有償運送が提供できなくなるリスクを軽減し、枚方市内で外出に支援を要する人が自由に出かけられる環境を確保できる。 ・ 地域内を安全に走行することで、活動に対するイメージが向上する。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・ 乗車される方にアンケートを実施する。</p>

2. 事業内容等	<p>(1) 事業の対象者（例：枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送の運転協力者 <p>(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市内（枚方市楠葉周辺） <p>(3) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送の有資格者に、運行管理アプリを起動してもらい、福祉有償運送を提供する。 ・参加者は既存の運転協力者だけでなく、新たな運転協力者も募集する。
3. 実施スケジュール	<p>（事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること）※添付も可</p> <p>4月 アカウント利用料を支払い、利用契約。アプリのダウンロード以降毎月福祉有償運送事業を提供。</p> <p>5月 運行管理システムが、交通違反リスクを検知するごとに注意喚起のメッセージが出て、安全運転への意識が次第に向上する。</p> <p>以降毎月実施</p>
4. 事業実施の体制	<p>(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送運転協力者 15名体制 ・事務スタッフ 2名体制 <p>(2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送利用者 一日 15名 <p>(3) その他の体制（寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>（賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保策として、この事業の有用性を知っていただき、団体希望寄附を獲得できるよう願います。

6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	特になし。
7. 事業のPR方法	(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること) ホームページに「枚方市NPO活動応援基金補助事業」のページを作成し、事業の内容や意義をPRする。
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ) 助成金等の名称 () 申請中の場合、申請結果が確定する予定日 (令和 年 月 頃の見込み)
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	導入予定の運航管理アプリ「AI-Contact ナウ」の説明資料。 枚方警察より、安全運転に関する注意喚起の資料。

事業収支予算書

団体名： 関西生活文化研究会おでかけ

補助対象事業の名称：	ICTを活用した安全運転管理
------------	----------------

事業実施期間：2025年 4月～2026年 3月

【収入の部】

項 目 ※1	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	133,040	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	160,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	0	
合 計 (C)	293,040	

【支出の部】

項 目	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)
補助 対象 経費	使用料	293,040
		AI-Contactクラウドアカウント使用料1628円 15アカウント分、12ヵ月分 1628×15×12=293040円
小 計 (E)	293,040	
補助 対象 外 経費		
小 計	0	
合 計 (D)	293,040	

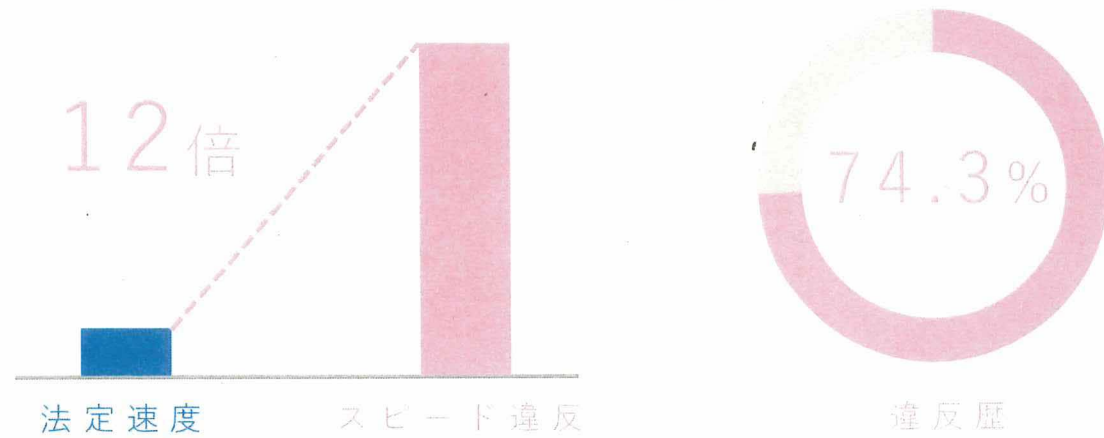
- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般) (A) は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体) (B) は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

交通ルール違反と事故の関係

交通事故を削減・予防するために、まず優先して取り組むべきことは「交通ルールを遵守すること」と定義付けております。

- ・免許取得者が交通安全の共通ルールとして認識しており、具体的な教育がしやすい。(=啓蒙活動のみになりにくい)
- ・交通事故鑑定の実績より、事故映像の中に必ず交通ルール違反が含まれる
- ・交通ルール違反が事故要因として法的に認められ、過失が修正されるケースがある
- ・スピード違反をして事故を起こした場合の死亡率は12倍
- ・死亡事故を起こした方の74%が過去5年以内に交通違反で検挙されています etc...

「事故の原因は交通違反」

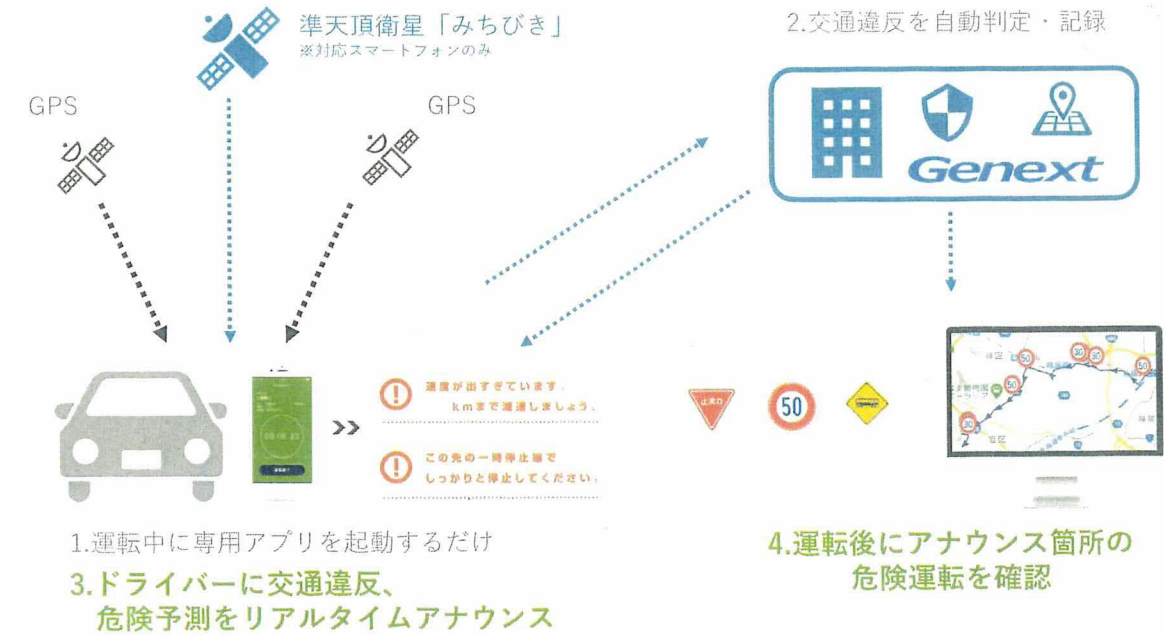


2020.5.22 Metropolitan Police Department

2017-2019 Osaka Prefectural Police

AI-Contact NOWは交通違反・危険予測を「アナウンス」します！

AI-Contact NOWは事故の原因である交通違反を未然に防ぐため、運転中に交通違反・危険予測をドライバーへ「アナウンス」します。運転中に専用アプリを起動するだけで、速度超過時や一時停止の危険予測アナウンスなど、ドライバーへリアルタイムでアナウンスします。即効性のある教育を行いたい・データ分析や運用負担を軽減したい場合等に有効です。

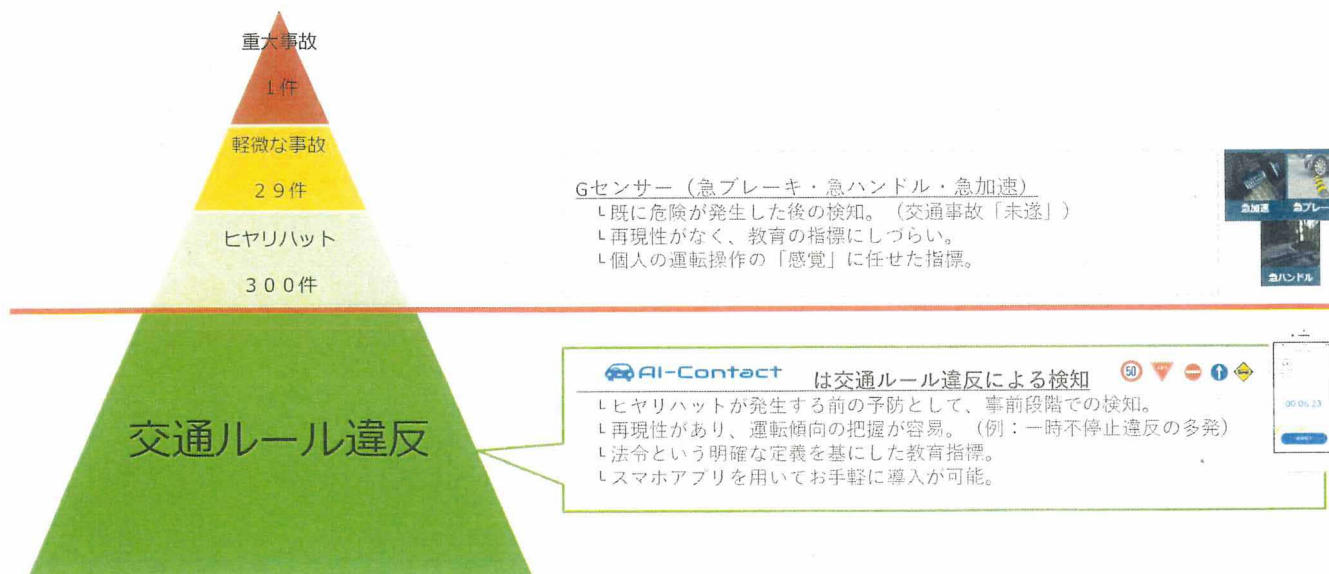


AI-Contactの特徴

AI-Contactは、交通事故の根本的な原因である「交通ルール違反」を検知し、改善を促すツールです。

1件の重大事故の背景には、29件の軽微な事故、300件のヒヤリハットが存在すると言われております（ハインリッヒの法則）。その根底に無数の「交通ルール違反」が存在すると定義づけヒヤリハットすら発生させない交通安全管理をご提案しております。

ハインリッヒの法則 1件の重大な事故の背後には、29件の軽微な事故・300件のヒヤリハットがあるとされています。



枚方市で夜間、交通死亡事故発生

普通乗用車×バイク

～ドライバーの皆さん～

- ・スピードを控え、緊張感を持って運転しましょう。
- ・体調が悪いときは、運転を控えましょう。

大阪府警察・枚方警察署

令和7年2月17日

安全運転管理者各位

大阪府枚方警察署長

交通死亡事故防止対策へのご協力について
 御台におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
 また平素は、交通安全活動に多大なるご尽力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。
 さて、本年1月21日夕方、枚方市播内野1丁目（府道京都守口線）におきまして自動車と原付バイクに衝突し、20代の男性が死亡するという痛ましい交通事故が発生しました。
 つきましては、業務中はもちろんのこと、出勤・帰宅途中におきましても交通ルールを遵守し、緊張感を持った運転に努めていただきますよう、企業等内でのご指導をよろしくお願い致します。
 なお、交通安全啓発チラシを同封させていただきますので、安全指導等でご活用ください。

(問い合わせ: 枚方警察署 交通総務係 岩下)
 電話 072-846-1234 (内線413)

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2023年度 事業報告書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

I 事業期間

2023年4月1日～2024年3月31日

II 事業の成果

1 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、新型コロナウイルス感染症の影響は少なくなってきたものの、事業全体の収支改善を目指したため、活動量は前年より減少しています。

2023年度に予定していた2つの取り組みのうち、一つ目の「リース契約車両数の見直し」は、予定通り団体所有の車両を一台増やしましたが、リース期限の関係で今期の支出圧縮には至りませんでした。二つ目の「枚方市ふるさと寄付金の活用」は、今期も少ないながらも、回数券を発送できました。今後も福祉有償運送が持続的に活動できるよう、収支の改善に取り組んでまいります。

また、2018年度から続けている「寄付月間」の取り組みでは、今年度は2023年度分の月会費を年払いで受け付ける旨のご提案と合わせて行ったため、ややわかりにくかったようですが、13000円の寄付を賜ることができました。福祉有償運送の体制を拡充するための資金として活用する予定です。

2024年度は、引き続き福祉移送サービスに係る固定費を、運賃のような変動する収入に頼らない方法で工面することを検討していきます。また、前年度から進めているICT化をさらに進めるため一部導入したRPAツール「WinActor」をさらに活用する予定です。これにより定常的に発生するデータの入力作業をPCに代替してもらうことで、職員の事務作業負担を軽減し、福祉有償運送にさらに注力できる見込みです。

その他、枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこないました。

2 訪問介護事業

訪問介護では、毎月約170人程度の要介護者への支援を行いました。今期は収支改善を目指して定期的な入浴介助や排せつ介助のサービスを多く受けたため、収入は増加しています。

今期予定していた取り組みのうち、買い物等の外出を伴う定期的訪問サービスの増加は、利用希望があったものの大きな増加とはなりませんでしたが、しかし潜在的にはニーズがあることが確認できているので、来期も同様に注力していきます。

また、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣し、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣しています。

Ⅲ 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 福祉有償運送事業
(内 容) 高齢や障害によって移動に制約のある方の外出支援
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～金の9時～18時
(祝祭日、12月30日～1月3日、8月13～15日を除く)
(事業の対象者) 枚方市内在住か、外出の目的地が枚方市内にある移動制約者
(収 入) 運賃等、会費、寄附金等
5,550,930円
(支 出) 車両費、リース料、燃料費、保険料、通信費等
9,659,389円
- (2) (事業名) 訪問介護事業
(内 容) 高齢や疾病等により要介護となった方への訪問介護サービス
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～土の7時～22時
(事業の対象者) 事前に訪問介護サービスの利用契約を結んでいる要介護者
(収 入) 介護給付費、利用者負担、公費負担等
61,117,509円
(支 出) 人件費、福利厚生費、地代家賃等
56,090,722円

Ⅳ 社員総会の開催状況

通常総会

- (日 時) 2023年6月16日(金) 19時00分から19時30分
(場 所) 法人事務所
(社員総数) 13名
(出席者数) 13名(うち委任状出席者7名)
(内 容) 第1号議案 2022年度 事業報告書等 について
第2号議案 2023年度 事業計画等 について

上記の議案について説明し、審議の結果原案通り承認されました。

2023年度 活動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	33,000	
利用会員受取会費	721,250	
.....		886,250
2. 受取寄附金		
受取寄附金	13,000	
施設等受入評価益	-	
.....		13,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
枚方市NPO活動応援基金	-	
.....		-
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	4,651,680	
訪問介護事業収益	61,117,509	
.....		65,769,189
5. その他収益		
受取利息	-	
受取配当金	-	
雑収益	-	
.....		-
経常収益計		66,668,439
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	44,917,367	
賞与	1,885,860	
法定福利費	6,808,175	
退職給付費用	-	
福利厚生費	204,120	
.....		
人件費計	53,815,522	
(2) その他経費		
広告宣伝費	52,674	
交際費	38,420	
会議費	112,757	
旅費交通費	1,377,410	
通信費	872,880	
消耗品費	51,617	
事務用品費	65,056	
修繕費	58,916	
新聞図書費	3,300	
諸会費	86,200	
支払手数料	218,066	
車両費	1,458,346	
地代家賃	2,275,200	
リース料	2,096,720	
保険料	677,090	
租税公課	116,900	
寄付金	10,890	
減価償却費	2,308,860	
支払報酬料	-	
雑費	53,287	
.....		
その他経費計	11,934,589	
事業費計		65,750,111
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	-	
法定福利費	-	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....		
人件費計	-	

2023年度 活動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額		
(2) その他経費			
地代家賃			
減価償却費	-		
支払利息	-		
雑損失			
.....			
その他経費計	-		
管理費計		-	
経常費用計			65,750,111
当期経常増減額			918,328
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		-	
受取利息	36		
受取配当金	160		
雑収入	359,146		
Ⅳ 債務免除益			
.....			
経常外収益計	359,342	359,342	
経常外費用			
1. 過年度損益修正損		-	
固定資産売却益除去損		-	
支払利息	15,154		
.....			
経常外費用計	15,154	15,154	344,188
税引前当期正味財産増減額			1,262,516
法人税、住民税及び事業税			-
当期正味財産増減額			1,262,516
前期繰越正味財産額			-30,518,472
次期繰越正味財産額			-29,255,956

2023年度 貸借対照表

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,046,116		
売掛金	13,410,453		
立替金	109,800		
預け金	-		
流動資産合計		18,566,369	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	1,625,868		
什器備品	103,165		
リース資産	1,346,208		
有形固定資産計	3,075,241		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	-		
(3) 投資その他の資産			
出資金	20,000		
差入保証金	670,000		
リサイクル預託金	16,750		
投資その他の資産計	706,750		
固定資産合計		3,781,991	
資産合計 (A)			22,348,360
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	40,723,258		
理事借入金	1,860,878		
未払給与	3,930,062		
未払費用	1,047,238		
預り金	13,300		
流動負債合計		47,574,736	
2. 固定負債			
長期借入金	3,526,000		
長期未払い金	503,580		
固定負債合計		4,029,580	
負債合計 (B)			51,604,316
III 正味財産の部			
資本金		-	
前期繰越正味財産		-30,518,472	
当期正味財産増減額		1,262,516	
正味財産合計 (C)			-29,255,956
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			22,348,360

2023年度 財産目録

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	131,620	
普通預金	4,164,342	
定期預金	600,154	
定期積金	150,000	
未収金		
訪問介護事業未収金	13,410,453	
立替金	109,800	
預け金	-	
.....		
流動資産合計		18,566,369
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
車両運搬具	1,625,868	
工具器具備品	103,165	
リース資産	1,346,208	
.....		
有形固定資産計	3,075,241	
(2) 無形固定資産		
.....		
無形固定資産計	-	
(3) 投資その他の資産		
出資金	20,000	
差入保証金	670,000	
リサイクル預託金	16,750	
.....		
投資その他の資産計	706,750	
固定資産合計		3,781,991
資産合計		22,348,360
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
短期借入金	40,723,258	
理事借入金	1,860,878	
未払い給与	3,930,062	
未払費用	1,047,238	
預り金	13,300	
.....		
預り金		
源泉所得税預り金	-	
.....		
流動負債合計		47,574,736
2. 固定負債		
長期借入金	3,526,000	
長期未払金	503,580	
.....		
固定負債合計		4,029,580
負債合計		51,604,316
正味財産		-29,255,956

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、各種移送手段による移送サービスを提供することにより、高齢者、障害者の外出及び社会参加の促進に関する事業並びに訪問看護、訪問介護等のサービスを提供することにより、高齢者、障害者の快適な日常生活実現の支援に関する事業を行い、もって高齢者、障害者の福祉の推進に寄与するとともに上記サービスの実施者として障害者、中高年者を雇用することにより、就業機会の少ない障害者、中高年者の雇用の促進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号の活動（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）及び第15号の活動（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(ア)特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障害者に対する移送サービスの提供
- ② 高齢者、障害者に対する訪問看護及び訪問介護の提供
- ③ 高齢者、障害者に対する福祉用具の貸与
- ④ 高齢者、障害者への医療機関、保健施設、介護事業所、居住用不動産等に関する相談並びに斡旋
- ⑤ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑥ 障害者、中高年者に対する就業機会の提供
- ⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、入会の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、正会員の入会申込につき、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (ア) 会員個人が死亡し、又は会員団体が消滅したとき
- (イ) 会費を2年以上納入しないとき

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金及び会費並びにその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款で特別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面決議等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者は、それぞれその旨及び数を明記する）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で特別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックスにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第33条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計および事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第47条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(規則等の作成)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、

理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 1,000円 月会費 1,000円

(2) 賛助会員

入会金 1,000円 月会費 円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定に関わらず、平成18年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名 北山喜直

(2) 副理事長

氏名 荒川修一

(3) 理事

氏名 押山雪子

(4) 監事

氏名 藪内節子

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定に関わらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

設立代表者 荒川 修一 印

第49条 定款の変更

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成18年7月7日登記 |
| (2) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成18年11月29日登記 |
| (3) 第12条・第13条の変更 | 平成19年6月19日登記 |
| (4) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成22年6月1日登記 |
| (5) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成24年6月17日登記 |
| (6) 第47条 公告方法の変更 | 平成30年7月26日登記 |

令和4年8月31日

現行定款である

特定非営利活動法人
関西生活文化研究会おでかけ
理事 大津 周子